

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課長
⑤・無期限	
平成22年10月29日から平成27年10月28日	

基安安発 1029 第 1 号
平成 22 年 10 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

郵便事業株式会社における労働災害防止の取組の促進について

標記については、平成 22 年 2 月 19 日付け基安安発 0219 第 1 号「安全衛生業務の推進
について」により、

とされているところであり、今般、本年 6 月に東京労働局による本社に対す
る個別指導が行われたことに対する郵政事業本社からの改善報告書（別紙参照。以下
「本社改善報告」という。）が提出されたところである。

については、今後、下記により郵便事業における労働災害防止の取組を促進すること
とするので、その実施に遺憾なきを期されたい。

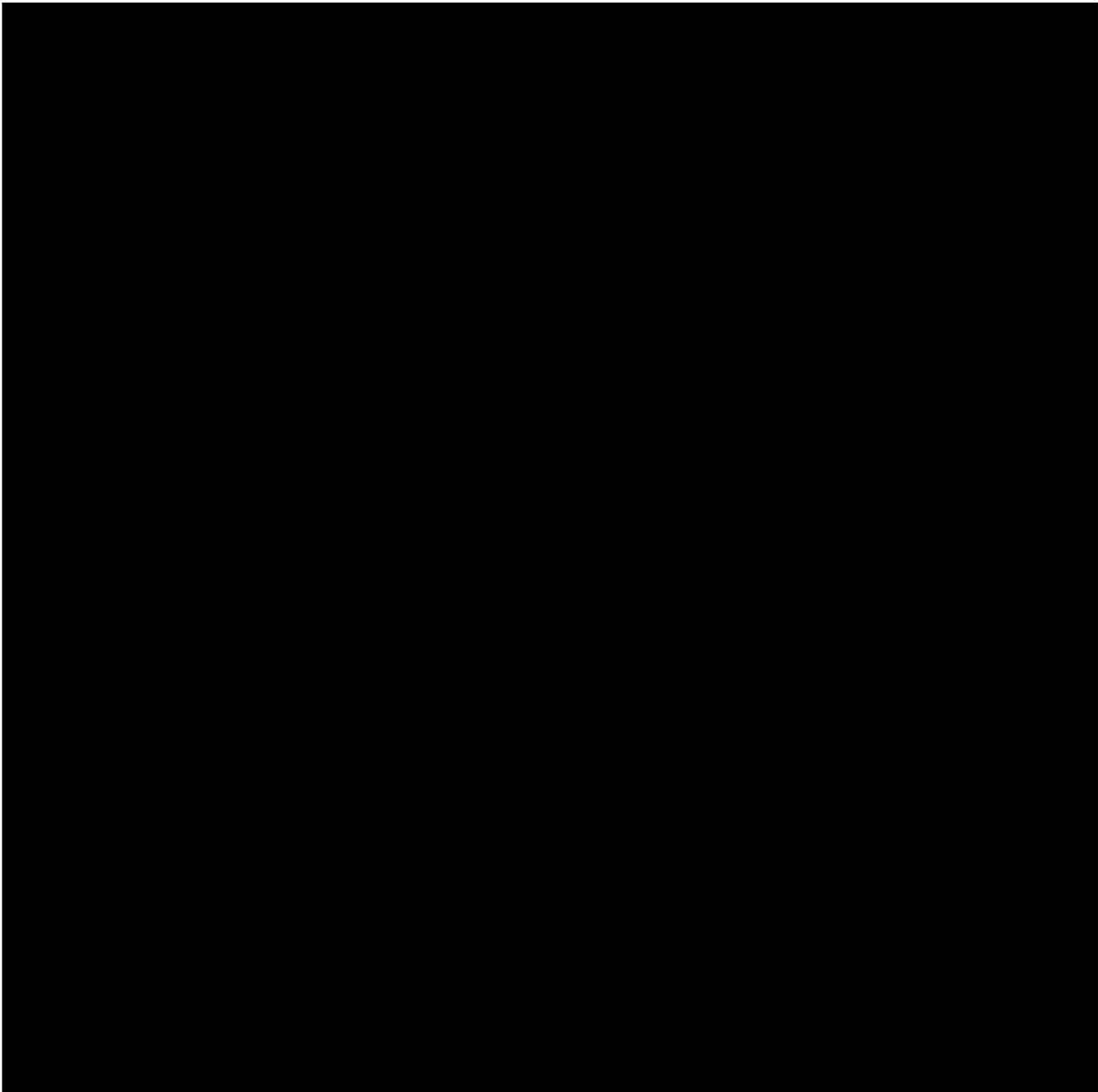
記

1 基本的な考え方

- (1) 本社改善報告において改善実施時期を平成 22
年 11 月以降順次とされている事項が多く見受けられる

(2)

(3)



(3) [redacted]については、[redacted]
[redacted]本省安全課に報告すること。なお、本省においては、取りま
めの上、東京労働局に提供することとしている。

別記

都道府県 労働局	管轄 支社	支社が担当する都道府県
北海道	北海道	北海道
宮城	東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
埼玉	関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
東京	東京	東京都
神奈川	南関東	神奈川県 山梨県
長野	信越	新潟県 長野県
石川	北陸	富山県 石川県 福井県
愛知	東海	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪	近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島	中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
愛媛	四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
熊本	九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄	沖縄	沖縄県

改善報告書

平成22年9月30日

東京労働局労働基準部長 殿

事業場名 郵便事業株式会社

所在地 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

代表者職氏名 代表取締役社長 鍋倉 眞一



平成22年8月12日付けで指導を受けた事項について、下記のとおり改善したので報告します。

指導事項	改善内容	改善完了年月日
		平成22年 11月以降 順次



指導事項	改善内容	改善完了年月日
[Redacted Content]		平成 22 年 11 月以降 順次
		平成 22 年 11 月以降 順次
		平成 22 年 11 月以降 順次
		平成 22 年 11 月以降 順次

指導事項	改善内容	改善完了年月日
[Redacted Content]		平成 22 年 11 月以降 順次
		平成 22 年 11 月以降 順次

指導事項	改善内容	改善完了年月日
[Redacted Content]		平成22年 11月以降 順次
		平成22年 11月以降 順次
		平成22年 11月以降 順次

指導事項	改善内容	改善完了 年月日
		未定
		未定

指導事項	改善内容	改善完了 年月日
		平成22年 11月以降 順次
		平成22年 9月28日
		平成22年 9月28日

(報告に係る資料については、別添のとおり)

